

令和 8 年 1 月 28 日
日立市市長公室総合政策課

日立市総合計画後期基本計画策定支援業務公募型プロポーザル 質疑に対する回答

(受付順)

No.	質 疑			回 答
	資料名	ページ・行	内 容	
1	プロポーザル 実施要領	2 頁上から 25 行目 6 参加申込手続 (2) 提出書類 オ	「地方税及び国税に滞納がないことを証明するもの」については、納税証明書の「その 3 の 3」の資料で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。 その他、地方税に滞納がないことを証明する書類についても提出してください。
2	プロポーザル 実施要領	2 頁上から 26 行目 6 参加申込手続 (2) 提出書類 カ	「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」については、写し(コピー)でも良いでしょうか。	写しでも可とします。
3	プロポーザル 実施要領	2 頁上から 31 行目 6 参加申込手続 (3) 提出方法	「(3) 提出方法」について、「持参、又は郵送にて提出すること。」とあります が、配達記録の方法であれば、例えば宅配便やレターパックなどの方法でも構いませんか。	ご認識のとおりです。
4	プロポーザル 実施要領	4 頁上から 14 行目 8 企画提案書等の提出 (3) 提出方法	「(3) 提出方法」について、「持参、又は郵送にて提出すること。」とあります が、配達記録の方法であれば、例えば宅配便やレターパックなどの方法でも構いませんか。	ご認識のとおりです。

No.	質 疑			回 答
	資料名	ページ・行	内容	
5	基本仕様書	3 頁上から 19 行目以降 (2) 市民ニーズ調査の実施	「(2) 市民ニーズ調査の実施」において、「調査票の設計」及び「調査票印刷原稿作成」、「料金受取人払い」に関する郵便局手続きについては本業務には含まれないという理解で良いでしょうか。	「調査票の設計」及び「調査票印刷原稿作成」については、原則、発注者が進めますが、調査項目については受注者からの助言を反映させたいと考えています。 なお、「料金受取人払い」については発注者にて実施するため、本業務には含まれません。
6	基本仕様書	3 頁上から 24 行目 (2) 市民ニーズ調査の実施 ア 調査内容 (イ) 調査方法	(2) ア (イ) において、「QRコードを活用したスマートフォンからの電子機器からの回答も可能とする。」とありますが、その為の対応として、WEBでの回答が可能な回答フォームの作成及びQRコードの作成は発注者・受注者どちらの対応を想定していますでしょうか。	WEBでの回答が可能な回答フォーム及びQRコードの作成については、発注者が作成することを想定しています。